

仕 様 書

I 概要

1. 契約件名 西古松合同庁舎建築その他改修工事に伴う発生材売払単価契約

2. 売払品目、売払数量(概数)

品 目	規 格	売払数量(概数)
鉄くず	金属くず(配管)(鋼管) 1,880 kg	17, 581kg
	H2 11,940 kg	
	機器類 3,730 kg	
	電線管 31 kg	
アルミくず		140kg
銅くず	冷媒管(銅管)	56kg
	電線・ケーブル	205kg

(注1) 売払数量の重量(kg)は計量器による測定結果ではなく、概算数量であり契約数量を確約するものではない。

(注2) 本契約締結後、売払物品の種類、品質の齟齬、数量不足、又はかくれた瑕疵のあることを発見しても、契約単価の減免若しくは、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることはできない。

(注3) 本契約は単価契約(1kg当たりの価格)により行う。

(注4) 銅くず(冷媒管(銅管))は、保温断熱材が付いた状態での引渡しとする。

(注5) 鉄くず(機器類)は、鉄・プラスチック・電気基盤類が一体の混合物である。

(注6) 銅くず(電線・ケーブル)は、ビニル被覆が付いた状態での引渡しとする。

3. 売払物品搬出期限 契約締結日から令和8年12月25日まで

4. 売払物品搬出場所

岡山県岡山市北区西古松2丁目6-18 西古松合同庁舎

II 条件

1. 売払物品の搬出等

(1) 売払物品が売払物品保管場所(以下「ストックヤード」という。)(別紙3「建物配置図」参照)に保管され、売払物品の搬出準備が整った時、中国四国農政局担当職員(以下「担当職員」という。)から買受人に対して売払物品搬出準備が整った旨の連絡を行い、売払物品搬出日の調整を行う。

- (2) 買受人は売払物品を搬出するときは、搬出日時、搬出方法、運搬車両、搬出先等を記載した別紙様式1により、あらかじめ担当職員に対して申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた売払物品の搬出は、許可を受けてから原則5日以内に行うこと。
- (3) 買受人は、ストックヤードにおいて担当職員の指定する売払物品を自ら運搬車両へ積み込み、売払物品の搬出を行うこと。
- (4) 売払物品の搬出及び計量は、原則として、土、日、祝日以外の日の9時30分から17時00分までの間に行うこと。
- (5) 売払物品の搬出作業に当たっては、ストックヤードの舗装、設備等を損壊しない重機、機材等を用いること。
- (6) 売払物品の運搬車両への積込にあたって、ストックヤードにおいて売払物品の切断や解体等の作業を行う場合は、作業内容について担当職員の承認を受けること。
- また、担当職員の指示に応じて、ストックヤードで他の業務を行う事業者等の関係者にも協議を行い、その協議結果について担当職員の承認を受けること。
- なお、ストックヤードでは、バーナーの使用、洗浄等の水を使用する作業は行う事ができないので、留意すること。
- (7) スtockヤードへの進入路は、通学路となっていることから児童・生徒の登下校時には出入りは行わないこと。
- (8) 搬出する売払物品に機器類・配管・電線管等金属類・ダクト類以外の物が付着又は混入している場合は、付着又は混入している物も買受人が引取り、必要に応じ分別の上適法に処分するものとする。
- (9) 重機、運搬車、計量器その他売払物品の積み込み、運搬及び積降ろしに必要な機材等は、全て買受人の負担において用意すること。
- また、売払物品の積み込み、運搬、積降ろし、計量及び保管に係る一切の費用は買受人の負担とする。
- (10) 売払物品の搬出を開始してから全ての売払物品の搬出が完了するまでの間、ストックヤードにある売払物品について、飛散防止等の安全管理を徹底すること。
- また、担当職員の他に中国地方整備局の監督職員等の関係者から、飛散防止等の安全管理の措置を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (11) 本作業の現場である西古松合同庁舎は、農林水産省中国四国農政局岡山県拠点及び岡山労働局が業務を行っているため、作業にあたっては、職員等とのトラブルがないように十分注意して行うこと。
- また、西古松合同庁舎業務及び西古松合同庁舎来庁者の妨げにならないよう十分注意して作業すること。
- (12) 売払物品の搬出に当たって、万が一、事故や売払物品保管場所の舗装の破損等が発生した場合は、直ちに担当職員に連絡すること。
- また、買受人の責任による事故、破損等は、買受人の負担で原状回復、損害賠償等の必要な対応を行うこと。

- (13) 搬出した売払物品は、品目毎に岡山市内に在する「計量法に基づく有効期間内の計量証明検査を受けている計量器」により担当職員立会のもと速やかに重量を計測すること。計測結果の単位はkgとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。売払代金は、この重量に契約単価(税抜)を乗じて得た金額の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)とする。
- (14) 買受人は、搬出毎に以下の書類を提出すること。提出は、売払物品を搬出した日から7日以内とする。
- ア 売払物品の重量計測結果が記載された計量証明書全て
 - イ 売払物品に係る別紙様式2の受領書全て
 - ウ 売払物品の積込み、運搬、積降ろし及び計量の状況を確認できる代表的な写真
- (15) 売払物品の所有権は、買受人が代金を歳入徴収官へ納付したときをもって売払人から買受人に移転するものとする。
- (16) 売払物品の管理責任は、計量のために搬出したときをもって売払人から買受人に移るものとする。
- また、売払物品搬出後、代金を納付するまでの保管中に生じた損害は全て買受人の負担とする。

2. 代金の納入

- (1) 担当職員が1.(14)の提出書類を確認した後、一か月分を取りまとめ、売払代金が記載された「納入告知書」が買受人に送付される。
- なお、建築その他改修工事の進捗具合により、売払物品の発生数量が少量である場合は、担当職員と買受人とで協議し、取りまとめる期間を調整する。
- (2) 買受人は、「納入告知書」を受け取った後、記載された納付期限までに代金を納付すること。

3. その他

- (1) 担当職員は、売払物品の積込み、運搬、積降ろし及び計量の立会いを行うので、買受人はこれに応じること。
- (2) 買受人は、本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書により難しい事由が生じたときは、担当職員と協議し、解決を図ること。

Ⅲ その他

1. 主な環境関係法令の遵守

買受人は、当契約の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(1) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) 等

(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第 60 号)

(3) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)

2. 環境関係法令の遵守以外の事項

買受人は、当契約の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- (1) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。
- (2) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- (3) 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。
- (4) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別紙様式 1

令和 年 月 日

担当職員

中国四国農政局会計課

〇〇 〇〇 殿

住所

氏名

緊急時の連絡先

物品の搬出日等の申請

令和 年 月 日付けで契約締結した「西古松合同庁舎建築その他改修工事に伴う発生材売払単価契約」に基づく、物品の搬出を下記のとおり行いたいので申請します。

記

搬出日時 令和 年 月 日 〇時から 〇時まで

搬出方法

運搬車両等

搬出先

令和 年 月 日

物品搬出日の許可

上記の物品搬出日時等については、申請のとおり許可します。

担当職員

中国四国農政局会計課

〇〇 〇〇

(本許可は本書を複写の上交付する。)

別紙様式2

令和 年 月 日

契約担当官

中国四国農政局長 殿

(住所)

(氏名)

受 領 書

下記のとおり物品を領収しました。

なお、代金納付までは、貴殿の保管物品として、善良な管理者の注意をもって管理します。

記

売払物品名 西古松合同庁舎建築その他改修工事に伴う発生材売払単価契約(第〇回)

品 目	数 量	契約単価(kg)	金 額
鉄くず	kg	円/kg	円
アルミくず	kg	円/kg	円
銅くず(冷媒管(銅管))	kg	円/kg	円
銅くず(電線・ケーブル)	kg	円/kg	円
小 計			円
消 費 税			円
合 計			円

注. 計量証明書を添付すること。

別紙3 建物配置図

施設名 西古松合同庁舎

